

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子）について、父と母子が別離後いったん合流したものの、申立人子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、1. 日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成30年3月までの間の別離期間（再別離期間を含む。）について世帯全体に対し月額3万円、申立人子に対し不登校となったこと等を考慮し一時金10万円が賠償されたほか、2. 別離が再度解消した平成31年3月までの避難先での駐車場使用料等及び家族間面会交通費（ただし、再別離時以降は原発事故の影響割合を8割として算定。）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2及び申立人X3（以下申立人全員を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、金241万8222円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年1月4日

(仲介委員 町田 行功)

損害項目		期間	和解金額
避難費用 (引越関連費用)	避難交通費	平成 27 年 1 月～平成 31 年 4 月	5,093 円
	家財道具移動費用	平成 27 年 1 月～平成 31 年 4 月	165,200 円
	入居関連費用	平成 27 年 1 月～平成 29 年 10 月	400,536 円
避難費用 (生活費増加分)	飼い犬預かり料 (ボランティア謝礼)	平成 23 年 3 月～平成 29 年 1 月	471,015 円
	駐車場使用料、 保証委託料、自治会費	平成 27 年 1 月～平成 31 年 3 月	233,283 円
	中学校制服購入費用	平成 29 年 8 月	100,000 円
	家財購入費用	平成 29 年 9 月	97,095 円
	面会交通費	平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月	96,000 円
日常生活阻害慰謝 料 (増額分)	申立人ら	平成 23 年 3 月～平成 23 年 4 月 平成 28 年 4 月～平成 29 年 8 月 平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月	750,000 円
	申立人×3	平成 29 年 8 月～平成 29 年 9 月	100,000 円
合計			2,418,222 円